

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年九月財務省告示第三号）

改正案	現行
<p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項) 第二条 (略)</p> <p>2 定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>証券化エクスポンダーに関する次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>リスク管理の方針及びリスク特性の概要</u></p> <p>ロ <u>自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号(自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において準用する場合を含む。)</u>までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ <u>信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</u></p> <p>ニ <u>証券化エクスポンダーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</u></p> <p>ホ <u>証券化エクスポンダーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称</u></p> <p>ヘ <u>商工組合中央金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資産</u></p>	<p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項) 第二条 (略)</p> <p>2 定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>証券化エクスポンダーに関する次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>リスク管理の方針及び手続の概要</u></p> <p>ロ <u>証券化エクスポンダーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</u></p> <p>ハ <u>証券化取引に関する会計方針</u></p> <p>ニ <u>証券化エクスポンダーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)</u></p>

に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該商工組合中央金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 商工組合中央金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該商工組合中央金庫が行った証券化取引（商工組合中央金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

エ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ～ニ (略)

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト (略)

エ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ～ニ (略)

(新設)

(新設)

ホ (略)

八～十 (略)

3 定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 証券化エクスポンダーに関する次に掲げる事項

イ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポンダーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポンダーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポンダーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポンダーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (再証券化エクスポンダーについて区別して開示することを要する。)

(7) 保有する証券化エクスポンダーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポンダーについて区別して開示することを要する。)

⌋

(8)～(10) (略)

八～十 (略)

3 定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 証券化エクスポンダーに関する次に掲げる事項

イ 商工組合中央金庫がオリジネーターである証券化エクスポンダーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 保有する証券化エクスポンダーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポンダーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5)～(7) (略)

(削る)

(削る)

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(12) (略)

ロ 商工組合中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。)

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略 (当期に

証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(新設)

(10) (略)

ロ 商工組合中央金庫が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(新設)

(5) (略)

ハ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、商工組合中央金庫が証券化エクスポートーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポートーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(5) 保有する証券化エクスポートーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートーについて区別して開示することを要する。）

(6) 保有する証券化エクスポートーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートーについて区別して開示することを要する。）

(4) (略)

(新設)

-
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 商工組合中央金庫がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 商工組合中央金庫が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- 三 商工組合中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
-

(新設)

<p>(1) <u>保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）</u></p> <p>(2) <u>保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）</u></p> <p>(3) <u>保有する包括的リスク計測対象となる証券化エクスポージャーの額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類の所要自己資本の額の内訳</u></p> <p>(4) <u>自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳</u></p> <p>七 <u>マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>期末のストレス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値</u></p> <p>ハ <u>期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額</u></p> <p>三 (略)</p>	<p>イ (新設)</p> <p>ロ (新設)</p> <p>ハ (新設)</p> <p>三 (略)</p>
---	--

八～十 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第四条 (略)

2 定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

七 証券化エクスプोजチャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号(

自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の

四第一項において準用する場合を含む。)までに規定する体制
の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスプोजチャーの信用リスク・アセットの額の算出

に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスプोजチャーのマーケット・リスク相当額の算出

に使用する方式の名称

ヘ 連結グループが証券化目的の導管体を用いて第三者の資産に係
る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的の導管体の種類
及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポ
ージチャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等(連結子法人等を除く。)関連法人

等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(連結グルー

八～十 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第四条 (略)

2 定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

七 証券化エクスプोजチャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 証券化エクスプोजチャーについて、信用リスク・アセットの
額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

ニ 証券化エクスプोजチャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判
定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変
更した場合には、その理由を含む。)

- ゾが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポートジャーを保有しているものの名称
- チ 証券化取引に関する会計方針
- リ 証券化エクスポートジャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称 (使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)
- ス 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 (自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)
- イ〜ニ (略)
- ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ト (略)
- 九〜十一 (略)
- 3 定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一〜六 (略)
- 七 証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項
- イ 連結グループがオ리지ネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する

- ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 (自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)
- イ〜ニ (略)
- (新設)
- ホ (略)
- 九〜十一 (略)
- 3 定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一〜六 (略)
- 七 証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項
- イ 連結グループがオ리지ネーターである証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項

る次に掲げる事項

- (1)・(2) (略)
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
- (8)～(10) (略)
- (削る)
- (削る)
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク

- (1)・(2) (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (5)～(7) (略)
- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (新設)

削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。)

⌒

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(5) (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原

(10) (略)

ロ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(新設)

(4) (略)

(新設)

-
- 資産の種類別の内訳 (ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。)
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。)
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定によ
-

り自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額

三 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(新設)

2

(3) 保有する包括的リスク計測対象となる証券化エクスポージャーの額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ (略)

ロ 期末のストレス・バリュエーター・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュエーター・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

三 (略)

九～十一 (略)

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ (略)

ロ (新設)

ハ (新設)

三 (略)

九～十一 (略)